

山形市議会基本条例の検証に関する実施要領

(平成30年4月23日制定)

1. 趣 旨

この要領は、山形市議会基本条例（平成24年条例第41号。以下「基本条例」という。）第21条の規定に基づき、この条例の目的の達成状況等の検証を円滑に行うため、検証の方法及び検証結果の公表方法等、必要な事項を定めるものとする。

2. 検証体制

基本条例の検証は、議会運営委員会において行うものとする。

3. 検証項目及び検証対象期間

検証項目及び検証対象期間は、議会運営委員会において決定するものとする。

4. 検証の方法等

(1) 検証は、取組実績表等に基づき、検証項目ごとに関連性のある条文をまとめた検証シートを用い、次の区分による評価等を行う。

《実績評価》

- 1：達 成
- 2：一部達成
- 3：未達成
- 4：未着手

《今後の対応》

- A：継 続
- B：改善・拡充
- C：完了・終了
- D：その他

(2) 検証シートに基づく会派ごとの検証に基づき取りまとめを行い、検証結果報告書を作成するものとする。なお、会派に属さない議員からも（正副議長を除く）検証シートの提出を受けるものとする。

5. 検証結果の公表等

- (1) 検証結果報告書を議長に提出するとともに、全員協議会において検証結果の報告を行うものとする。
- (2) 検証結果報告書を議会ホームページや議会報に掲載するなど、広く市民への周知を図るものとする。

6. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は議会運営委員会において別に定める。